

ご契約の際は次の点にご注意ください

普通火災共済の対象は

○住宅、店舗、事務所、作業所および併用住宅などの「建物」ならびにこれらの建物に収用される家財、設備・什器、商品、製品などの「動産」です。

* 建物のみのご契約では、動産の損害は補償されません。建物とは別に動産のご契約金額をお決めになりご契約ください。

①建物が共済の対象である場合、被共済者の所有する畳、建具その他これらに類する物および電気、ガス、暖房・冷房設備等は特段の取り決めがない限り共済の対象に含まれます。

②家財が共済の対象である場合、上記①に掲げるものは共済の対象に含まれません。ただし、建物と家財の所有者が異なり、家財が共済の対象である場合、上記①に掲げる物で被共済者の所有する生活用の物は特段の取り決めがない限り共済の対象に含まれます。

③非住宅物件の設備・什器等が共済の対象である場合、上記①に掲げるものは共済の対象に含まれません。ただし、建物と設備・什器等の所有者が異なる場合において、設備・什器等が共済の対象であるとき、上記①に掲げる物で被共済者の所有する業務用のもは、特段の取り決めがない限り共済の対象に含まれます。

ご契約金額の決め方は

①ご契約金額は、建物・動産ともに時価額（再調達価額から経過年数に応じた減価を控除した額）に過不足なくお決めください。

②建物、家財、設備、什器、商品などの共済金額は、時価額いっぱいにお決めください。時価額より少ない金額でご契約金額をお決めになりますと、損害額の全額がお支払いできない場合があります。

③他の共済契約（保険契約を含みます。）がある場合には必ずお申し出ください。ご契約にあたっては、他の共済契約（保険契約を含みます。）とあわせて時価額に過不足なくご契約金額をお決めください。

* 他の共済契約とは、この共済契約における共済の対象と同一の敷地内に所在する被共済者所有の建物、家財、什器、備品、商品について締結された損害を補償する他の共済契約または保険契約をいいます。

次の物を共済の対象に含める場合には、申込書に明記してください

- 自動車（自動三輪車、自動二輪車を含み、原動機付き自転車（総排気量125cc以下のもの）を除きます。）
- 通貨、有価証券、印紙、切手、その他これらに類するもの
- 1個（組）30万円を超える貴金属、宝石、美術品など
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿、その他これに類するもの

共済金をお支払いできない主な場合

- 共済契約者、被共済者（共済の補償を受けられる方）、共済金受取人、それらの法定代理人の故意、重大な過失、法令違反
- 火災などの事故の際の紛失、盗難
- 戦争、革命、内乱、暴動など
- 地震、噴火またはこれらによる津波（地震火災費用共済金については、共済金をお支払いします。）
- 核燃料物質などによる事故など

万一事故が発生した場合は

万一事故が発生した場合は、すみやかに代理所または当組合にご通知ください。

- 注意**
- 共済契約者には、共済契約の締結に際し、組合が重要な事項として告知を求めた事項（以下「告知事項」といいます。）にご回答頂く義務（告知義務）があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させて頂くことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について共済金をお支払いできないことがあります。この共済では申込書等に★印が付された項目が告知事項となりますので、ご注意ください。
 - 共済契約者には、共済契約の締結後に、告知事項のうち一部の事項（以下「通知事項」といいます。）に変更が生じた場合に遅滞なくご通知頂く義務（通知義務）があります。ご通知がないとご契約を解除させて頂くことがあります。また、その場合は、既に発生している事故について共済金をお支払いできないことがあります。この共済では、申込書等に☆印が付されている事項が通知項目となります。

宮城県火災共済協同組合

取扱代理所

〒980-0011 仙台市青葉区上杉1丁目14-2
TEL 022-263-1265 FAX 022-267-2878

- * 当組合と全日本火災共済協同組合連合会が共同して共済契約をお引き受けいたします。
- * 共済契約の締結に際しては、ご提供頂く氏名・住所・電話番号などの個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律を厳守するとともにその安全管理に努めます。詳しくは「重要事項説明書」をご覧ください。
- * このパンフレットは普通火災共済の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては「約款」、「重要事項説明書」をご覧ください。
- * 不明な点につきましては、代理所または当組合にお問い合わせください。

普通火災共済



事故原因

1 火災

2 落雷

落雷による衝撃によって建物、ガラス、テレビなどに損害が生じたとき

3 破裂または爆発

ボイラの破裂やプロパンの爆発などによって損害が生じたとき

4 風災・雪災

台風・せん風・暴風などの風災、ひょう災または豪雪、なだれなどの雪災により建物、家財等に20万円以上の損害が生じたとき
ただし、付属物は対象外とします。

費用共済金

共済金をお支払いする場合のお支払いの方法

◎住宅物件

$$\text{損害額} \times \frac{\text{共済金額(ご契約金額)}}{\text{時価額(共済価額)} \times 80\%} = \text{お支払共済金}$$
 (損害額がお支払いの限度となります。)

◎非住宅物件

$$\text{損害額} \times \frac{\text{共済金額(ご契約金額)}}{\text{時価額(共済価額)}} = \text{お支払共済金}$$
 (損害額がお支払いの限度となります。)

$$\text{損害額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{時価額(共済価額)}} = \text{支払共済金}$$

共済金額の自動復元 1～4の事故による共済金のお支払額が時価額(共済価額)の80%以下の場合共済金額は減額されません。

5 臨時費用		事故の場合、共済金のほかにその30%を臨時の費用としてお支払いします。 (ただし、1回の事故につき1敷地内ごとに住宅物件は100万円、非住宅物件は500万円が限度です。)
6 残存物取片づけ費用		事故の場合、共済金の10%の範囲内で残存物の取片づけに要した実費をお支払いします。
7 失火見舞費		事故で他人の所有物に損害を与えたとき(1および3の事故) 20万円 × 被災世帯数 (ただし、1回の事故につき共済金額の20%が限度です。)
8 損害防止費用		事故で、損害の防止、軽減のために支出した必要または有益な費用をお支払いします。 (例) 消火薬剤の再取得費など
9 修理付帯費用		事故で、損害の原因調査費用や仮修理費用、仮設物費用などの実費をお支払いします。ただし、非住宅物件に限ります。 (1敷地内ごとに共済金額×30%または1,000万円のいずれか低い額が限度です。)
10 傷害費用		事故によって共済金が支払われる場合に、被共済者または親族、使用人に次の被害があったとき ● 死亡・所定の後遺障害 (事故の日から180日以内) 共済金額の30% ● 重傷 (14日以上入院または30日以上医師の治療) 共済金額の2% (住宅物件の場合1回の事故につき1名ごとに1,000万円が限度です。非住宅物件の場合1回の事故につき1名ごとに1,000万円、1敷地内ごとに5,000万円が限度です。)
11 地震火災費用		地震、噴火などにより火災が発生し、次の損害が生じたとき イ. 建物の場合…建物が半焼以上のとき 八. 家財以外の動産の場合…収容する建物が半焼以上または収容する屋外設備装置の損害が時価額(共済価額)の50%以上となったとき 共済金額 × 5% オ. 家財の場合…家財が全焼または収容する建物が半焼以上のとき 二. 屋外設備装置の場合…屋外設備装置の損害が時価額(共済価額)の50%以上となったとき (ただし、1敷地内ごとに300万円が限度です。)